

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 一八八
  - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一八八
  - 道路の区域を変更する件二件 一八八
  - 道路の供用を開始する件二件 一八九
- 正 誤**
- 平成二十四年五月二十五日付け定例第二千三百八十七号中 一八九
  - 平成二十四年五月二十九日付け定例第二千三百八十八号中 一八九

## 告 示

### 福島県告示第二百九十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定する区域
  - 二本松市住吉五番一の一部
- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
  - 1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
    - 鉛及びその化合物
  - 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
    - なし

（水・大気環境課）

### 福島県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
  - 須賀川市勢至堂字銅屋坂二の六、字大岩三の六、字銚子口二の三、字湯口二二の七から二二の九まで
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
  - 道路用地とするため
  - 解除予定保安林の所在場所
    - 須賀川市勢至堂字姫子山一の一四
  - 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
  - 河川管理施設用地とするため

（森林保全課）

### 福島県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき上三坂小野線	石川郡古殿町大字大久	変更前	九・〇	二九一・七
	田字高房五一番三地先	変更後	二八・〇	
同	郡同 町大字大久	変更後	九・〇	二九一・七
	田字高房五〇番二地先	変更後	二四・〇	

（道路計画課）

福島県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年六月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道片倉末続停車場線	いわき市久ノ浜町末続字北大沢二三番二地先から同 市久ノ浜町末続字北大沢八一番一地先まで	変更前	七・〇〇	四〇一・三
		変更後	七・〇〇 一九・八	四〇一・三

(道路計画課)

福島県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年六月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道いわき上三坂小野線	石川郡古殿町大字大久田字高房五一番三地先から同 郡同 町大字大久田字高房五〇番二地先まで	平成二十四年六月五日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年六月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道片倉末続停車場線	いわき市久ノ浜町末続字北大沢二三番二地先から同 市久ノ浜町末続字北大沢八一番一地先まで	平成二十四年六月五日

(道路計画課)

正 誤

ページ	段 行	正 誤
一七一	後ろから一六	変更前 変更後

○平成二十四年五月二十五日付け定例第二千三百八十七号中

○平成二十四年五月二十九日付け定例第二千三百八十八号中

一七五	上	目次中	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	福島県営住宅等条例の一部を改正する規則